

「豊島区男女共同参画推進条例の一部を改正する条例」の概要（案）

1. 改正の趣旨

- ① 多様な性自認・性的指向の人々（※1）が抱える課題を「性別に起因する人権課題」と捉え、男女共同参画推進条例の中で位置付けるとともに、パートナーシップ制度に関する規定を追加するため男女共同参画推進条例を改正します。
- また、現行条文に記載している「男女」は「すべての人」を表現していましたが、多様な性自認・性的指向の人々が含まれている表現としては不十分であることから、基本理念等における「男女」の表記の見直しを行います。
- ② 平成 15 年の条例制定以降の法改正を含めた、社会状況の変化に対応するための規定を整備します。

※1 一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、当区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

2. 主な改正点

【新】新たに規定したもの 【改】既存条文を改正したもの、下線部が改正箇所
定義（第 2 条関係）

「男女共同参画」「性別等」「メディア・リテラシー」「パートナーシップ」「パートナー」の定義を追加

基本理念（第 3 条関係）

【新】すべての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できる。

【新】性自認又は性的指向に関して、誰からも干渉又は侵害を受けない。

【改】学校教育及び生涯学習における取組みにおいて、男女平等の理念及び性の多様性を尊重した取組みがなされること。

性別等に起因する人権侵害（第 2 章 第 7 条関係）

【改】セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産若しくは育児に関するハラスメントを行ってはならない。

【改】配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又はあつた者に対する身体的、精神的、経済的、又は性的な暴力行為を行ってはならない。

【新】性自認・性的指向に関する公表に関して、本人に対し強制・禁止をしてはならない。

【新】性自認・性的指向に関し、本人の同意なく公表してはならない。

基本的施策（第8条関係）

【改】セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産若しくは育児に関するハラスメント及び配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する暴力的行為を防止し、被害を受けた人に対して必要な支援を行う。

【新】性と生殖における健康と権利が尊重され、自己決定による選択ができるよう必要な支援を行う。

【新】メディア・リテラシーを身につけ、向上が図れるよう必要な措置を行う。

パートナーシップ制度（第8条の2、第8条の3）

【新】パートナーシップの届け出があった場合は、パートナーシップ届受理証明書を交付することができる。また、受理証明書の交付を希望する人は、届出書その他規則で定める必要な書類を添付し、区長に届け出なければならない。

【新】事業者は、受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講じるよう努める。

男女共同参画苦情処理委員（第24条関係）

【改】苦情処理委員は、3人以内とし、男女共同参画（性の多様性を含む）の推進に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

3. その他

《関連する条例改正》

豊島区営住宅条例及び豊島区立福祉住宅条例（詳細別紙）

区営住宅等入居資格の見直しについて

1 概要

区営住宅及び福祉住宅（以下「区営住宅等」という。）の入居資格は、豊島区営住宅条例、豊島区立福祉住宅条例に基づき、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。」とされています。

この度、区のパートナーシップ制度創設に伴い、入居資格である同居親族について見直しを行います。

2 同居親族の見直し

法律上親族関係を結ぶことができない者等について、要件に該当することを区長が承認した場合には、親族同等とみなして区営住宅等の使用を認めます。

利用申請者等の資格

（豊島区営住宅条例第5条第1項、豊島区立福祉住宅条例第5条第1項）

《改正》

「事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者」を追加

※単身世帯用の福祉住宅等については、対象外です。

3 今後のスケジュール

平成 31 年 第一回定例会	条例改正の議案上程 (豊島区営住宅条例、豊島区立福祉住宅条例)
平成 31 年 4 月	条例施行予定

区営住宅等入居資格の見直しについて

1 概要

区営住宅及び福祉住宅（以下「区営住宅等」という。）の入居資格は、豊島区営住宅条例、豊島区立福祉住宅条例に基づき、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。」とされています。

この度、区のパートナーシップ制度創設に伴い、入居資格である同居親族について見直しを行います。

2 同居親族の見直し

法律上親族関係を結ぶことができない者等について、要件に該当することを区長が承認した場合には、親族同等とみなして区営住宅等の使用を認めます。

利用申請者等の資格

（豊島区営住宅条例第5条第1項、豊島区立福祉住宅条例第5条第1項）

《改正》

「事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者」を追加

※単身世帯用の福祉住宅等については、対象外です。

3 今後のスケジュール

平成 31 年 第一回定例会	条例改正の議案上程 (豊島区営住宅条例、豊島区立福祉住宅条例)
平成 31 年 4 月	条例施行予定